

11月は「ちば国保月間」です



国民健康保険制度のしくみ

病気やけがをしたときに、医療費の心配をせずに治療が受けられるよう、みなさんでお金を出し合うのが医療保険制度です。私たちは、いずれかの医療保険に加入しなければなりません。これを国民皆保険制度と言います。

国民健康保険も医療保険の一つであり、社会保険などに加入している方以外の全ての方が、国民健康保険に加入することとなっています。

国民健康保険では、特定健診などの保健事業や、年々増加する医療費の支払いなどを行っており、国民健康保険税はこれらの費用の財源とな

っています。納期限を守り、きちんと納めましょう。

特別な事情もなく国民健康保険税を滞納すると

- ・督促を受けたたり、延滞金が加算されます。
- ・有効期間の短い被保険者証が交付されます。
- ・納期限から1年を過ぎても未納となっている場合は、被保険者証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

どうしても納付が困難な場合は

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課で納付相談を行っています。未納のままにせず、お早めにご相談ください。

非自発的な理由で失業(倒産・解雇)した場合は

非自発的な理由で失業(倒産・解雇)した場合は、

- ・雇用・雇止めによる離職し、ハローワークで雇用保険の受給手続きをした65歳未満の方は、申請により国民健康保険税が軽減される場合があります。
- ◎申請に必要なもの
- ・ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・印かん

医療機関で支払う一部負担金の減免制度

医療機関(病院・薬局など)で支払う医療費の一部負担金(自己負担分)について、次の要件に該当し、生活が著しく困難となった場合は、申請により減額、免除、または猶予される場合があります。

- ① 災害(震災・風水害・火災など)により死亡または障害者となった場合
- ② 災害により資産に重大な損害を受けた場合
- ③ 干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作などにより収入が著しく減少した場合

詳しくは、住民課へお問い合わせください。

社会保険などの職場の健康保険に加入された方へ

社会保険などの職場の健康保険に加入した場合、住民課で国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。手続きがお済みでない、健康保険料(税)を二重に支払うこととなります。

また、社会保険などに加入した後は、国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合、保険分の金額を町へ返還していただくことになります。

◎申請に必要なもの

- ・社会保険などの職場の健康保険の被保険者証
- ・国民健康保険の被保険者証
- ・印かん

申問◎国民健康保険制度のこと

住民課国保年金班 ☎(84)1214
 ◎国民健康保険税のこと
 税務課収納対策班 ☎(84)1212

しく減少した場合

- ④ 事業・業務の休廃止や失業などにより収入が著しく減少した場合



ちばこくほ
 マスコットキャラクター
 「ちーこちゃん」